

各 局 長
各 区 長
教育委員会事務局教育次長 様
各行政委員会事務局長
議会事務局長

財 政 局 長

平成 27 年度の予算編成について

平成 27 年度予算編成に当たっては、別に通知された「平成 27 年度の行財政運営について」を基本として、下記の事項に留意し、予算要求事務を進めるよう通知します。

記

1. 予算編成の進め方

本市の財政状況は、平成 25 年度決算にて 34 年連続で実質収支の黒字を確保し、健全化判断比率についても政令指定都市トップクラスを維持したものの、経常収支比率は依然、政令指定都市平均と比較して高い状態にある。

今後、生産年齢人口の減少による市税収入の減少や、高齢化の進展による社会保障関係費の増加、加えて、高度経済成長時代の人口増加を背景に整備した多くの公共施設が更新や大規模改修の時期を迎えるに当たり、財政構造をより強固にするため、一層の改善に努める必要がある。

これらの状況を踏まえ、平成 27 年度当初予算では、事実と根拠に基づき、その必要性や効果、効率性等を検証し、既存の枠組みや従来の発想にとらわれることなく、常に市民目線により、ゼロベースで仕事のあり方を見直し、スクラップアンドビルドを基本とした事業の再編・再構築を行うなど、行財政改革を断行する。

2. 留意事項

(1) 市民目線・現場主義による行財政改革の断行

職員一人ひとりが市政運営に要する費用は市民が負担していることを再度認識し、経常経費についても見直しを行い、創意工夫によりムダの排除に努めること。事業の費用対効果を検証し、全ての事業を活動指標や成果指標などの事実と根拠に基づいて点検し、社会経済環境の変化等により必要性の薄れているものや効果が明らかでないもの、上位施策との関連性が不明確なものについては廃止を含めた再編・再構築を行うこと。

あわせて、みんなの審査会の対象事業や類似事業については、審査結果や審査会における意見を十分に踏まえること。新規事業の要求についてはスクラップアンドビルドを基本とすること。

(2) 堺市マスタープランの3つの挑戦と市民が安心、元気なまちづくりの推進

堺市マスタープランに基づく3つの挑戦や、市民が安心、元気なまちづくりの実現に必要な施策を推進すること。

その際には、施策の必要性や実現性、費用対効果の検証や、目標とする成果指標の設定など、客観的な事実と根拠に基づいて要求すること。

(3) 地方分権と都市内分権の推進

子育てや福祉、教育、防災など市民生活に密着した分野においては、国や大阪府との役割分担を明確化し、権限や財源の移譲について検討を進めること。

また、区の権限と財源を強化し、地域の実情に応じた住民参加の仕組みを構築するなど、都市内分権の推進を図ること。

(4) 局区の要求方針の策定

各局・区においては、市長が指示した「平成27年度の行財政運営について」に基づき、重点的に推進、及び見直しを行うべき内容について、予算要求方針を策定すること。

また、各局・区それぞれの創意工夫を予算要求に取り入れること。

(5) 補助金、負担金の見直し

補助金については、社会経済環境の変化等を踏まえ、個々の事業の必要性や効果を検証し、廃止も含めた見直しを行うこと。負担金についても、同様の観点から見直し、不要なものについては整理統合・削減を行うこと。

また、対象経費や補助率・負担割合についても適切な見直しを行うこと。

(6) 社会保障関係費の適正化

生活保護費をはじめとする扶助費や介護保険事業特別会計への繰出などのいわゆる社会保障関係費については、レセプト点検の強化など適正給付を図ること。

また、単独扶助については、社会経済環境や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要性や効果等の観点から見直しを行うこと。

(7) 資産の有効活用

公共施設の維持・更新経費については、人口減少社会を本格的に迎える中で、長期的な視点に立ち、廃止や統合など、効率的、効果的な公共施設のあり方について検討し、精査すること。

また、未利用・低利用財産の活用についてはファシリティマネジメントの観点を十分に踏まえ検討するとともに、あらゆる財産を広告媒体として活用し、歳入の確保に努めること。

(8) 債権管理の適正化

「堺市債権の管理に関する条例」の趣旨を踏まえ、市民負担の公平性、歳入確保の観点から、債権の回収に努めるなど、債権管理の一層の適正化を図ること。

なお、回収にあたっては、民間の持つノウハウを活用するとともに、財産差押えなどの法的手段を最大限活用すること。

(9) 政策立案・調査研究業務委託の見直し

政策立案・調査研究は、職員が業務の目的や成果を見据え、職員自らが行うことが原則であり、業務委託する場合は、専門的な知識・技術を要するなど、職員が行うことが困難なもの、職員が行うと著しく非効率なもの、第三者的な立場から客観的及び公正な評価を得る必要があるものなど、十分な合理性が認められるものに限定すること。

政策立案等のすべてを外部委託する、いわゆる丸投げ委託は認めない。

(10) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、性別にかかわらず全ての人がある分野へ参画しやすい環境づくりをめざし、第4期さかい男女共同参画プランに掲載されている事業の推進など、男女共同参画の視点を踏まえて各施策事業の要求を行うこと。

(11) 国の平成27年度予算への対応

現在、国においては、来年度の予算編成作業が進められているが、社会保障と税の一体改革の動向など、予定されている制度変更や経済対策などの情報収集に鋭意努め、適切に対応すること。

(12) 事業を取り巻く財源の確保及び財源構成の変更への迅速な対応

事業実施にかかる財源については、国庫補助金の獲得や交付税措置のある起債の選択など、より有利な制度を活用するとともに、常に多角的な検討を行い、歳入改革や新たな歳入の確保に努めるなど、財源の確保に最大限取り組むこと。

また、国や大阪府における行財政改革により、財源変更があった場合には、一般財源による補てんは原則として行わないため、事業の廃止も含めて見直しを行うこと。

(13) 予算編成の見える化

引き続き、予算編成過程等をホームページで公開することで、市政の透明性の向上や市民等への説明責任の徹底を図る。市民にとってより分かりやすい記述に努めること。

3. スケジュール

予算要求締切	1 1月上旬
財政課長内示	1月上旬(予定)
市長査定	2月上旬(予定)